

困窮した我が国に在留する外国人への緊急対応方針についての御報告

令和3年1月29日

コロナ禍における困窮在留外国人対策
関係省庁タスクフォース

I 困窮した我が国に在留する外国人（以下、「困窮する在留外国人」という）の状況及び緊急的な対応策の必要性について

1 希望しながら帰国することができない外国人の増加

本年に入り、感染が世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症の我が国における感染拡大を防止すべく、令和2年1月31日以降の累次にわたる閣議了解、新型コロナウイルス感染症対策本部による公表等を踏まえ、一定の国・地域に滞在歴のある外国人について、特段の事情がない限り、上陸を拒否している結果、我が国に新たに入国する外国人は減少している。

一方で、国際的な人の往来が抑制された結果、国内に在留する外国人が本国への帰国を希望しても、本国への航空便の減少等により帰国が困難な状況が発生している（※）。

※ 例えれば、在留ベトナム人についてみると、在京ベトナム大使館によれば、令和2年12月6日時点では、帰国を希望するベトナム人は約2万人に上るとされる。一方、出入国在留管理庁によれば、令和2年12月上旬時点で、退去強制手続中又は出国命令手続中の不法滞在者は、合計約7,000人に上る。

※ 日本発ベトナム行きの定期商用便は現在、運航されていない。なお、令和2年4月から10月末までに、ベトナム政府手配の日本発ベトナム行きの在日ベトナム人救済便は32便運航されるにとどまっている。

帰国を希望する在留外国人については、各国政府とも交渉・協力し、早期帰国を実現する必要がある。

特に、我が国に多くの在留者がいるベトナムでは、入国に際して新型コロナウイルス感染の有無の検査と14日間の隔離が必要とされているところ、ベトナム政府は、隔離体制が不十分であることが在日ベトナム人救済便を増便できない理由としており、その充実のために必要な支援を検討する必要がある。

2 就労、生活支援の必要性

また、在留外国人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた景気後退により、技能実習生、留学生を含む在留外国人が、企業、アルバイト先等から解雇され、職を失うという事態が発生している（※）。

これらの者の生活を安定させるため、就職支援を実施し、就職支援を実施してもなお就労困難の事情がある者等の生活困窮者については、生活を安定させるため生活支援を実施する必要がある。

※ 令和2年12月1日現在、解雇等され、実習継続が困難となった技能実習生、技能実習を

修了したものの帰国が困難な元技能実習生、学校を卒業等したもの帰国が困難な元留学生等は約4万6,000人に上っている。

3 情報提供・相談体制の強化の必要性

それと同時に、それらの施策の実効性を高めるには、在留する外国人に対し、各施策を利用するため必要な情報を届ける必要がある。

これまで、在留外国人に対する情報提供としては、①地方公共団体の一元的相談窓口における情報提供・相談対応、②外国人在留支援センター（F R E S C）に令和2年9月1日に設置したF R E S Cヘルプデスクにおける情報提供・相談対応、③外国人生活支援ポータルサイトにおいて関係省庁が実施している生活支援策の情報提供、④日本語教育機関及び留学生への情報提供、並びに、⑤外国人技能実習機構による監理団体、実習実施者及び技能実習生に対する情報提供・相談対応を行ってきたが、在留外国人一人一人に、正確、かつ、分かりやすい情報を確実に届けるため、更なる情報発信の強化・徹底が必要となっている。

このような状況を踏まえ、関係省庁連携の上、困窮する在留外国人に対する、以下の施策を速やかに実施する。

II コロナ禍における困窮在留外国人対策関係省庁タスクフォースを設置

○ 所管省庁の垣根を越えて本課題に迅速・的確かつ機動的に対処するため、令和2年11月以降、関係省庁の課長級で、情報を共有するとともに対応策を検討してきたが、今般、関係省庁横断的かつ継続的な協力体制を構築するため、関係省庁の課長級からなるコロナ禍における困窮在留外国人対策関係省庁タスクフォースを設置した（令和2年12月4日付け関係省庁申合せ）（※）。

※ 関係省庁は、内閣官房、出入国在留管理庁、警察庁、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省。

同タスクフォースでは、我が国に在留する外国人等が直面する問題等について必要な情報を収集し、対応方針を検討して本方針をまとめるとともに、実施できる施策は直ちに実施に移すこととした。

なお、同タスクフォースにおいて検討した施策及びその進捗状況等については、適宜外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議に報告を行うこととした。

〔内閣官房、出入国在留管理庁〕

III 緊急対応方針の具体的施策

1 在留外国人への直接的な支援策

(1) 早期の帰国実現の支援

○ 帰国を希望する外国人の早期帰国を実現するためには、各国の新型コロナウイルス感染症の拡大状況及び渡航規制を把握しつつ、各国とも協力した取組が必要となる。また、帰国を希望しつつも、帰国便の運航が決まっていない外国人に対し、就労可能な在留資格を付与するなどして支援する。〔外務省、出入国在留管理庁〕

- ベトナム政府に対し日本発ベトナム行きの定期商用便の早期再開及び救済便の増便を強く働き掛けるなどの交渉を緊密かつ継続的に実施し（※）、帰国希望者の早期の帰国実現を支援する。〔外務省、国土交通省〕

※ 既に、令和2年11月以降、上記交渉は、活発に実施されており、日本政府の働き掛けを受け、ベトナム政府による帰国者を搭乗させる救済便は、令和2年11月は、10月までのペースの倍に当たる15便が運航された。11月末までに救済便47便が運航され、約1万2千人がベトナムに帰国している。

- ベトナム政府に対する技術協力や草の根・人間の安全保障無償資金協力等を通じて、帰国便の増便を可能とする現地での検査隔離体制の大幅拡充に向けた支援の実施を検討する。〔外務省〕
- 出入国在留管理庁においては、不法滞在者の早期帰国を実現するため、退去強制令書を発付された者に対し航空券代の全部又は一部を負担して行う国費送還の実施を最大限強化する。〔出入国在留管理庁〕
- 新型コロナウイルス感染症の影響により帰国が困難な状況が長期化していることから、「短期滞在」等の就労が認められない在留資格で在留している外国人について、帰国が困難で、本邦での生計維持が困難である場合には、令和2年12月1日よりアルバイト等の資格外活動を許可することとした。〔出入国在留管理庁〕

（2）在留希望者の就職支援

- 出入国在留管理庁において、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により困難な状況にある技能実習生、元技能実習生、留学生及び元留学生について、「特定活動（就労可）」の在留資格を付与し、就労を可能とする。
出入国在留管理庁において、外国人求職者に係る情報を農業会議所や社会福祉人材センターといった職業紹介機関や地方公共団体へ提供することにより、就労先のマッチングを支援し、元技能実習生らの就職支援をする。〔出入国在留管理庁〕
- 解雇された技能実習生に対しては、監理団体が転籍支援・生活支援を行うよう指導するほか、技能実習生の置かれている状況を継続的に把握し、着実に適切な転籍支援・生活支援につなげていく。〔出入国在留管理庁、厚生労働省〕
- 出入国在留管理庁において、「特定技能」での就労を希望する外国人に対しては、制度説明会やマッチングイベントの開催、コールセンター及びポータルサイトを通じて、「特定技能」での就労が可能となるよう支援する。〔出入国在留管理庁〕
- 出入国在留管理庁において、地方出入国在留管理局に配置された受入環境調整担当官を通じて、NPO法人等から情報を収集することにより、外国人が職に就くためにどのような困難に直面しているか等についての現状を把握する。〔出入国

在留管理庁]

- 地方出入国在留管理局とハローワークが連携して、困窮する在留外国人に対して、在留諸申請手続から就職相談まで一貫した支援を行う。また、外国人が母国語や英語でも気軽に相談できるよう、ハローワークの通訳員を増員した上で、困窮する留学生等を支援しているNPO法人等とハローワークとが連携して丁寧な就職支援を行う。

なお、既に、令和2年11月30日に厚生労働省から出入国在留管理局に対して協力依頼を行い、12月上旬より地方出入国在留管理局において、在留諸申請の際に、外国人にハローワークに係るリーフレットを配布し、案内する取組を開始している。また、NPO法人など外国人支援団体に対してその実情等を聞き取るなど、連携の方向性について調整している。〔厚生労働省、出入国在留管理局〕

- 困窮する在留外国人が多数在住する地域のハローワークにおいて、充分な告知を行った上で、パートタイム求人の企業面接会を開催するなどアルバイト先とのマッチングを行い、きめ細かな就労支援を行う。

既に、令和2年12月下旬、東京労働局において、留学生等を対象としたアルバイト面接会を開催している。〔厚生労働省〕

- ハローワークが行う就職支援の内容について、大使館や外国人支援団体等を通じて広く周知を行う。

具体的には、ハローワークの就職支援の内容等について、周知に前向きな外国人支援団体（在留ベトナム人の支援団体）や企業（海外送金事業者）に対して協力依頼を行ったほか、各国大使館に対しても周知を行っている。〔厚生労働省〕

(3) 生活困窮者に対する支援

- 就職支援に加え、生活困窮者自立相談支援機関における多言語対応を強化するほか、令和2年3月下旬から全国の社会福祉協議会において実施している緊急小口資金等の特例貸付（注）の周知を行い、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する者の支援をする。〔厚生労働省〕

（注）社会福祉協議会が実施する、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により収入が減少した方に対する生活費用の貸付

- 出入国在留管理局において、地方出入国在留管理局の受入環境調整担当官を通じて、NPO法人等から情報を収集することにより、外国人が生活する上でどのような困難に直面しているか、どのような支援を望んでいるか等についての現状を把握する。〔出入国在留管理局〕

- 在日ベトナム人等の生活支援を含む活動を行うNPO法人等との連携事業及び支援等を検討する。〔内閣官房、出入国在留管理局、外務省〕

(4) 情報発信の強化・徹底

- 上記の各支援をより充実したものとするため、支援機関等における多言語対応を強化する。

出入国在留管理庁が主体となり、感染防止に関する情報や生活が困難な状況にある外国人への支援策等の情報を一元的に集約し、多言語・やさしい日本語（※）によるきめ細やかな情報提供（多言語コロナサイト）・相談体制（F R E S C コロナホットライン）を整備する。

※ 難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語。外国人等多くの人に日本語を使って分かりやすく伝えようとするもの。「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を策定し、公表している。

なお、令和2年11月から、外国人生活支援ポータルサイトにおいて、情報の集約・提供を開始している。

また、Facebook等の在留外国人が活用しているS N Sを通じて情報を発信するなど、早期の帰国希望者や生活困窮者等の在留外国人一人一人に情報が行き渡るよう情報発信を強化・徹底する。

令和2年6月中旬、外国人技能実習機構においても、S N Sを立ち上げ、技能実習生に対し、生活支援、在留資格、感染症予防等に関することについて、情報発信を行っており、政府としても、こうした各種媒体を通じた情報の周知を行っていく。〔出入国在留管理庁、厚生労働省〕

- 特定技能における分野所管省庁においては、上記情報発信の強化・徹底のため、各分野別協議会及び各業界団体等を通じて、雇用等されている特定技能外国人のコロナ禍における実情を把握し、また特定技能外国人への支援策等の情報及び相談窓口等の情報を外国人を雇用等している企業等に周知し、特定技能外国人一人一人に情報が行き渡るよう協力を呼び掛ける。

厚生労働省においては、出入国在留管理庁等から在留外国人に対する支援策等の情報提供があった際には、特定技能協議会の構成員及び業界団体に対してその都度周知をしているほか、令和2年12月には介護分野における特定技能協議会運営委員会を開催し、実情の把握と協力の呼び掛けを行った。

経済産業省においては、製造3分野について、製造業特定技能外国人材受入れ・協議連絡会を通じた実情の把握に努めているほか、特定技能外国人に係るポータルサイトにより、出入国在留管理庁が実施している雇用維持支援について周知を開始している。

農林水産省においては、①業界団体、都道府県や特定技能協議会を通じ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている特定技能外国人の実情について情報収集するとともに在留資格の特例措置や支援策を周知し、②出入国在留管理庁が実施している雇用維持支援について、同庁からの求職者情報を業界団体を通じ農業現場に提供し、マッチング支援を実施している。

国土交通省においては、以前から各業界団体等を通じて、コロナ禍における特

定技能外国人の雇用への影響等の把握に努めるとともに、出入国在留管理庁が実施している雇用維持支援やF R E S Cヘルプテスクの開設等の情報を周知してきたところであり、これからも引き続き行っていく。〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、出入国在留管理庁〕

- また、技能実習制度における所管省庁においても、外国人技能実習機構、監理団体等を通じて、上記実情把握及び情報周知を同様に行う。〔出入国在留管理庁、厚生労働省〕

2 関連する対応方針

(1) 犯罪抑止

- 警察が事件捜査を通じて不法滞在事犯等に関する国内外の悪質な仲介事業者等の情報を把握した場合には、警察庁において必要に応じて関係省庁へ共有している。
引き続き、地域における外国人コミュニティや稼働状況を把握し、不法滞在及び不法就労者等に関する情報収集や分析に努めるほか、関係機関と連携し、これらの情報を共有するとともに、必要に応じて合同摘発を実施して取締りを強化する。〔警察庁〕
- 不法滞在及び不法就労等の手段となる虚偽申請、在留カードを始めとする身分証明書等の偽造事犯の取締りについても強化する。〔警察庁〕

(2) 感染症対策

ア 受診体制の構築

- 新型コロナウイルス感染症等の感染症に感染可能性のある者の早期受診につなげ、感染拡大を防止するため、地方公共団体が運営する外国人向けの一元的相談窓口等において外国人からの各種相談の内容に応じ、早期の検査や受診を行うよう保健所等との連携を行う。

なお、令和2年11月、出入国在留管理庁から地方公共団体の多文化共生部局に対し、一元的相談窓口と保健所等が連携して医療機関の受診につながる対応に努めるよう依頼を行うとともに、一元的相談窓口と保健所等が連携した事例を地方公共団体等に展開するなど、適切に連携している。〔出入国在留管理庁、厚生労働省〕

イ 入国前の結核スクリーニング

- 結核の罹患率の高い国の国籍を有し（※）、中長期在留者として我が国に入国・在留しようとする者（再入国許可を有する者を除く。）に対しては、今後、入国前結核スクリーニングを導入し、入国前に日本政府があらかじめ指定した医療機関において、病歴申告、診察及び胸部X線検査といった所定の検査を実施の上、結核の疑い又は発病なしと診断された者について結核非発病証明書を発行すること

とし、同証明書が発行されない場合には、原則として、在留資格認定証明書の交付や、査証の発給をしないこととする。各国の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、入国前結核スクリーニングを実施するための医療機関の指定など、導入準備が整った国から一定の周知期間を設けた上で順次開始する。〔厚生労働省、出入国在留管理庁、外務省〕

※ 居住国の身分証明書等により、現在の居住地が対象国以外の国又は地域であることが確認された場合は、対象外。